

那 覇 市 教 育 委 員 会 会 議 録

令和2年度（2020年度）第7回（定例会）

署名人 本 仲 範 男
教育長 田 端 一 正

開催日時 令和2年（2020年）8月3日（月）

開会 午後3時00分

閉会 午後4時12分

開催場所 那覇市役所11階 1101A・B会議室

出席者

〔教育長・教育委員〕

田端一正教育長、本仲範男委員、喜屋武裕江委員、平良浩委員

〔事務局職員〕

【生涯学習部】山内健部長、田端睦子副部長

（総務課）仲程直毅課長、平良美夏副参事、赤嶺明日香主幹、平良俊弥主査、平安真希子主査

（生涯学習課）平良尚子課長、比嘉学主幹、我那覇生男主任主事

【学校教育部】武富剛部長、森田浩次副部長

（学校教育課）佐久田悟課長、菊地智裕副参事、伊禮道子主幹

議事日程 ※議案第11号は非公開案件に該当。

- 1 報告1 那覇市社会教育施設長寿命化計画について【生涯学習課】
- 2 議案第8号 那覇市人材育成支援センターまーいまーいNaha条例施行規則の一部を改正する規則制定について【生涯学習課】
- 3 議案第9号 令和3年度那覇市教育委員会組織定員管理運営方針について【総務課】
- 4 議案第10号 那覇市いじめ問題専門委員会規則の一部を改正する規則制定について
【学校教育課】
- 5 議案第11号 那覇市いじめ問題専門委員会臨時委員の委嘱について【学校教育課】

会議録作成（総務課）平安真希子主査

田端教育長 会議を始める前に、本日、仲本委員から欠席の連絡がありました。定足数は満たしていますので会議を進めて参ります。それでは、令和2年度第7回教育委員会会議（定例会）を開催いたします。本日の会議録署名は本仲委員にお願いいたします。報告1「那覇市社会教育施設長寿命化計画について」の説明をお願いいたします。山内生涯学習部長、お願いします。

山内部長 報告1「那覇市社会教育施設長寿命化計画について」、那覇市社会教育施設長寿命化計画について、別紙のとおり報告する。令和2年8月3日提出。教育長 田端 一正。報告理由 那覇市社会教育施設長寿命化計画を令和2年3月31日付けで策定したので、那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条に基づき、報告する。詳細は生涯学習課が説明いたします。

田端教育長 平良生涯学習課長、お願いします。

平良課長 よろしく申し上げます。那覇市社会教育施設長寿命化計画の冊子とA3用紙の概要版をご覧ください。その概要版でご説明いたします。この計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画及び文部科学省インフラ長寿命化計画」に規定される個別計画、それから「那覇市ファシリティマネジメント推進計画」に基づき策定いたしました。計画期間は2020（令和2）年度から2029（令和11）年度までの10年間とすることとなっております。本計画の構成は、序章から第6章までの7部構成になっております。「序章」は、計画策定の背景及び目的を記載しております。社会教育施設8館、7つの公民館・図書館と森の家みんながございます。1969年（昭和44）に建築された中央公民館、それから1982年（昭和57）に建築された小禄南公民館・図書館、1983年（昭和58）建築の首里公民館・図書館、1992年（平成4）に建築された若狭公民館・図書館の4公民館の老朽化が進行しております。この計画では、従来の壊れたら修理するという事後保全の管理方法や築後40年から50年程度で建て替えするという手法を見直し、定期的な施設の点検により施設の老朽化の情報を把握した上で、予防保全を考慮した改修方法を計画的に行うことが適当とされております。また、財源を確保していくことも困難なため、長寿命化の観点から中長期的な財政負担の軽減及び平準化を図り、施設の維持管理・更新等を着実に推進することを目指しております。

第1章は「社会教育施設等の現状と課題」となっております。那覇市の人口動向、社会教育施設の現状を記載していますが、施設の年間維持管理費（光熱費や業務委託費等）が挙げられますが、それが年間1億3千万から1億6千万円で推移しております。また、公民館利用者は年間39万人前後、図書館の来館者数は46万人前後で推移しております。課題として、老朽化が懸念される社会教育施設等の適切な維持管理点検と計画的な改修や更新が必要となっております。

第2章は「社会教育施設等の老朽化状況の把握」となっております。建物を将来に

わたり長く使い続けるために、施設の老朽化状況を把握する必要があることから、建物の老朽化状況の把握について記載しております。把握方法としては、構造躯体、コンクリートの強度や中性化。中性化というのは、本来アルカリ性であるコンクリートが外部からの二酸化炭素（炭酸ガス）の侵入によって中性になる状態が進行することで、通常、中性化の深さが30mmを超えるとコンクリート内部の鉄筋に錆が生じるといわれています。また、外観の調査、目視で梁のヒビや雨漏りの状況の確認を行いました。コンクリート強度は全ての施設において健全の基準となる21N/mm²以上を保持しており、強度の低下はみられておりません。コンクリートの中性化、鉄筋の腐食状況になりますが、こちらは前年度の目安で基準値22mmを超えているのが、小祿南公民館・図書館、首里公民館・図書館で優先した対策が必要とされております。

第3章は「社会教育施設の目指すべき姿」ということで、安全安心、快適、環境負荷の低減、持続可能の4つのキーワードを用いて、目指すべき姿の実現に向けての取組を記載しております。

第4章は「社会教育施設整備の基本的な方針と整備水準」として、現在、社会教育施設は、市全体の主要建物の1.9%で他の公共施設と比較しても固有面積は大きなことや、それから公民館・図書館が人材育成や地域づくりの拠点とされていることから、利用者の安全を確保し、なるべく長く施設を使うために施設の目標使用期間を定め、これに応じて適切にコストの平準化を図り長寿命化を図る必要があります。その目安となる一覧表はこの第4章の真ん中の方にありますが、社会教育施設等の目標使用期間の設定ということで捉えております。目安として旧耐震基準以前のことで、1981年（昭和56）以前の建物になりますけれども、中央公民館・図書館の目標使用期間は約40年、中央公民館・図書館以外の診断士基準では目標使用期間を約20年としております。

第5章「長寿命化の実施計画」では、「改築」、「長寿命化改良」、「大規模修繕」の3つの主要な事業を組み合わせる場合と従来の40年から50年で改築（いわゆる建て替え）した場合を比較すると約12.2%のコスト削減効果があるとされております。それが一番下の表に載っております。ちなみに「改築」は建て替え、「長寿命化改良」は屋上の防水や内装の改修となっております。「大規模修繕」は屋上の防水や外壁の不具合が生じる前の改修と定義されております。また、2020年度から2059年度までの40年間のLCC（ライフサイクルコスト）といいまして、建物の計画から取り壊しに至る全館に要する経費となっております。その算定表を記載しておりますが、事業の実施時期を調整し平準化を行うことで、年間費用を最大8億円程度に抑えることが可能となっている。「今後10年間の主要事業一覧」ということで長寿命化計画の実施計画を掲載しておりますが、中央公民館・図書館は、現在、真和志支所と統合する改築が検討されております。その他、小祿南公民館・図

書館、首里公民館・図書館は老朽化の状況調査からコンクリートの中性化が進んでいるため、早急な対応が必要とされております。

第6章では「長寿命化計画の継続的運用方針」、「PDCAによる長寿命化の継続的運用方針」を定めております。以上が那覇市社会教育施設長寿命化計画の概要報告となります。今後はこの計画書に基づいて関係部署と調整を図りながら進めて参りたいと思います。以上でございます。

田端教育長 ありがとうございます。計画の45ページのスケジュール表と47ページの方は何がどう違いますか。

我那覇主任主事 冊子の45ページの図ですが、現状に合わせて本来すぐに取り組まないといけない事業計画のスケジュールが45ページです。これで見えていきますと、小禄南公民館、首里公民館、若狭公民館、石嶺公民館、それぞれ同じ年に手掛けていかないと間に合わないのではないかというような形になっています。ただ、そのようにすると年間に要するコストが大きくなりますので、改修に取り組む時期をずらしたのが47ページになります。最初に小禄南公民館、次に首里公民館、それから若狭公民館、ずらしていきながら計画的に長寿命化改良や大規模修繕を行いコストの平準化を図り、維持管理にかかる費用を年間最大8億円までにしました。当初の計画だと年間13億円になりますので、これは負担が大きいのではないかということで、平準化した表が47ページとなります。

田端教育長 ありがとうございます。よくわかりました。喜屋武委員、どうぞ。

喜屋武委員 40ページの表の中でプラネタリウムの更新とありますが、プラネタリウムはハードの部分と教材等のソフトの部分があると思いますが、これはあくまでもハードの部分ということですか。

田端教育長 どうぞ。

我那覇主任主事 プラネタリウムの映写機などの機材や設備になります。

喜屋武委員 わかりました。ありがとうございます。

田端教育長 ほかにありますでしょうか。平良委員、どうぞ。

平良委員 市民会館がこの計画に載っていませんが、市民会館の分類を教えてくださいませんか。

山内部長 市民会館は文化施設になります。公民館・図書館は社会教育施設、教育研究所は教育施設です。現市民会館を取り壊して、真和志支所、中央公民館・図書館、教育相談課、その他の施設の複合施設として現市民会館跡地に建設する計画があります。

平良委員 ありがとうございます。

田端教育長 本仲委員、どうぞ。

本仲委員 全体的な青写真というものはありますか。

田端教育長 山内生涯学習部長、お願いします。

山内部長 市長部局の企画財務部が中心となり、基本構想を策定する予定です。

田端教育長 大規模改修等を行うとかなりの額が必要になるので、時期をずらして、いろいろな手法で平準化を図り費用を抑えていきたいと思います。他にありますでしょうか。大丈夫でしょうか。それでは、報告1「那覇市社会教育施設長寿命化計画について」は終了いたします。

次に、議案第8号「那覇市人材育成支援センターまーいまいNaha条例施行規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。山内生涯学習部長、お願いします。

山内部長 議案第8号「那覇市人材育成支援センターまーいまいNaha条例施行規則の一部を改正する規則制定について」、那覇市人材育成支援センターまーいまいNaha条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。令和2年8月3日提出。教育長 田端 一正。提案理由 構成員の半数以上が高校生以下の団体が利用する場合（営利行為を目的としない場合）の使用料の減免について、那覇市公民館と同様の取り扱いとするため、那覇市人材育成支援センターまーいまいNaha条例施行規則の一部を改正する規則を制定するので、この案を提出する。生涯学習課から説明します。

田端教育長 比嘉主幹、どうぞ。

比嘉主幹 那覇市人材育成支援センターまーいまいNahaの施設使用料の減免についての改正がございます。1ページの新旧対照表のとおりでございます。条例第10条第3号、高校生以下の団体が半数以上利用する場合で営利行為を目的としない場合、10分1の減免を行っておりますが、改正後は全額減免という内容に改正いたします。議決後に速やかに改正したいと考えております。説明は以上になります。

田端教育長 ありがとうございます。この件について、ご意見ご質問等がありましたらお願いします。大丈夫でしょうか。それでは、議案第8号「那覇市人材育成支援センターまーいまいNaha条例施行規則の一部を改正する規則制定について」は議案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 ありがとうございます。議案第8号「那覇市人材育成支援センターまーいまいNaha条例施行規則の一部を改正する規則制定について」は議決いたしました。

次に、議案第9号「令和3年度那覇市教育委員会組織定員管理運営方針について」を議題といたします。山内生涯学習部長、お願いいたします。

山内部長 議案第9号「令和3年度那覇市教育委員会組織定員管理運営方針について」、令和3年度那覇市教育委員会組織定員管理運営方針について別紙のとおり決定する。令和2年8月3日提出。教育長 田端 一正。提案理由 令和3年度の組織編成に向け、令和3年度那覇市教育委員会組織定員管理運営方針を決定する必要があるので、この案を提出する。詳細は総務課から説明します。

田端教育長 仲程総務課長、お願いします。

仲程課長

私の方から概要を説明いたします。ページを捲りまして1ページから2ページまでが本議案である運営方針の案でございます。そして3ページから5ページまでの部分につきましては、左側に旧（現行）ということで令和2年度の方針です。中央は令和3年度の案となっております。右側には参考として市長部局の令和3年度の方針を記載しています。新旧比較できるように作成しております。詳細につきましては、担当からご説明いたします。

田端教育長

赤嶺主幹、お願いします。

赤嶺主幹

それでは、3ページの資料で説明いたします。先程、仲程課長から説明がありましたように、中央が令和3年度の方針案、右側が市長部局の令和3年度の方針で、教育委員会の方針はそれを踏まえたものとなっております。はじめの部分ですが、昨年と内容は変わらず、年度や日付を書き換えております。次に基本方針ですが、新型コロナウイルスの影響により、大幅な税収減は避けられず、また、感染症対策費の確保が求められることから、令和3年度の実施計画については原則、新規事業の要求はできないこととなっております。このことから、新規事業に対応した定員増はないものとし、令和3年度の方針からは「新規事業に対応」という内容を削除しております。そして左側、旧（現行）の2段落目、「組織機構については、指定管理者制度の導入、業務委託の推進に取り組むとともに」の部分新しい案では削除しております。これは5ページの（7）にも関連しますが、指定管理者や業務委託については、ある程度の推進・実施は行われており、業務の実態や社会情勢より難しい部分もあることから、基本方針からは削除しております。また、左側、旧（現行）の3段落目、「定員管理については」からの部分、新しい案では、ワークライフバランスの意識の高まりとともに公務の職場においても働き方改革が課題となっていることから、「職員の心身の健康」「ワークライフバランスの配慮」という文言を入れ、定員の適正化については、会計年度任用職員及び再任用職員の活用を図ることとしました。続いて4ページの大きな2番の定員管理（1）定員見込数、定員数については現在と同じ314人程度を見込んでおります。（2）現業職の退職不補充について、これまで現業職は原則退職不補充で外部委託を推進することとしていましたが、「一部暫定的な取り扱いが求められる場合を除いて」という文言を追加し、退職即不補充としない取り扱いを想定する内容となっております。これに関連して、5ページの（5）任期付き職員ですが、現在、退職不補充としている調理員について、任期付き採用の可能性もあることから、新たに方針に入れていきます。続いて（7）外部委託及び指定管理者制度についてですが、昨年までは「外部委託の方針に関する指針」に基づき、外部委託等を推進することとしておりましたが、業務の実態や社会情勢により厳しい部分もあることから「業務の実態や社会情勢を踏まえつつ」推進することとしました。大きな3番の経営資源の再配置ですが、当

面、新型コロナウイルス感染症で緊急的な対応が必要な場面も想定されることから、新たに方針に入れています。今後のスケジュールとしましては、本日の教育委員会会議で議決を得ましたら、各課に通知し、令和3年度の組織改正要求及び増減員要求を各課より提出してもらいます。それを元に8月下旬にはヒアリング、また市長部局との調整を行って、11月中旬頃に組織改正、定員再配置を決定する予定となります。説明は以上となります。

田端教育長 ありがとうございました。ただいまの件について、ご意見ご質問等をお願いします。本仲委員、どうぞ。

本仲委員 5ページ、外部委託及び指定管理者制度について、業務の実態や社会情勢を踏まえつつ推進するという内容がありますが、外部委託をどのように考えているのか教えていただきたいと思います。

田端教育長 赤嶺主幹、どうぞ。

赤嶺主幹 外部委託等については那覇市全体の大きな指針がありますが、教育委員会の外部委託としては調理業務が大きなところで、外部委託をしても人手不足等から給食調理員の入れ替わりが多く、衛生管理基準を守っていくというところでスムーズに委託できる状況というのが難しい部分もあると聞いております。外部委託等を推進していくということが原則ではありますが、それをもう一度見直して、敢えて進むのではなくてということです。

田端教育長 仲程総務課長、どうぞ。

仲程課長 簡単にいうと、業務の実態という部分につきましては、赤嶺が申しましたけれども、学校給食の衛生管理基準は通常の給食施設よりかなり高いレベルの基準を求められるということがあります。委託を請けた業者がその基準を満たすことができるかというところ必ずしも直ぐに満たすことができないということがありまして、ある一定程度、それまで培ってきた行政や本務でやってきた現場の部分を残さないといけないのではないかという話も出てきています。これらは業務の実態の話であります。それから社会情勢につきましては、現在、那覇市は調理場の委託を進めていますが、請け手である業者が増えていない。大体5社から6社がこれまでずっと業務を請けているという実態があります。他市町村も那覇市が受けもっているところでもって委託をしていますので、そのまま那覇市が委託を続けていくにしてもこの5社、6社での対応は厳しいのではないかという話もあります。これがいわゆる社会情勢等の話であります。

本仲委員 わかりました。

田端教育長 他にありますでしょうか。大丈夫でしょうか。それでは、議案第9号「令和3年度那覇市教育委員会組織定員管理運営方針について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 議案第9号「令和3年度那覇市教育委員会組織定員管理運営方針について」は、議決いたしました。

次に、議案第10号「那覇市いじめ問題専門委員会規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。武富学校教育部長、お願いします。

武富部長 議案第10号「那覇市いじめ問題専門委員会規則の一部を改正する規則制定について」、那覇市いじめ問題専門委員会規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。令和2年8月3日提出。教育長 田端 一正。提案理由 いじめ問題専門委員会の担当事務に、いじめ防止対策推進法第28条第1項の重大事態に係る事実関係に関することを明示するとともに、調査審議を効率的に行えるよう部会に関する規定を整備するため、この案を提出する。詳細は、学校教育課から説明いたします。

田端教育長 伊禮主幹、お願いします。

伊禮主幹 那覇市いじめ問題専門委員会規則の一部を改正する規則制定ですが、まず4ページ目をご覧ください。那覇市いじめ問題専門委員会は、教育委員会の諮問に応じて、那覇市におけるいじめの防止等のための対策について調査審議する附属機関です。国の法律「いじめ防止対策推進法」を受けて設置され、法の目的を推進する機関となっております。通常は委員5人以内で組織し、案件が多くなりますと必要に応じて臨時委員を追加で委嘱して対応しております。1ページ目にお戻りください。今回のいじめ問題専門委員会規則の改正について2点ございます。まず1点目は、第2条「担当事務」について、いじめ防止対策推進法第14条第3項のいじめの防止等のための対策その他教育委員会が必要と認める事項という担当事務がありました。これを3つに分けて（1号から3号）明記しております。次、2点目の改正ですが、第7条の部会のほうと、第7条を設けて部会の設置できるようにして部会の運営についての規定を設けております。3ページ目をご覧ください。改正理由についてご説明いたします。まず、第2条について、このいじめ問題専門委員会は国の法律の「いじめ防止対策推進法」を大本にしておりますので、法の第14条第3項によるいじめ防止対策の全般的な事項について調査審議することと、法の第28条の「学校などでいじめに関する重大事態が発生した場合の調査審議にあたること」が大きな担当事務となっております。ただ、改正前の規則ではこの第14条の方しか触れられておりませんが、「いじめの防止の対策に関すること」と第28条の「いじめの個別重大事態の調査」については、その性質や業務内容が大きく異なりますので、これを分けて明記した方が適切でわかりやすいという理由で担当事務の条文を整備しております。続いて第7条（部会）の設置ですが、法第28条の「重大事態」の調査が同時期に複数発生した場合に現行の部会の設置がないままだと専門委員会全体で調査にあたることとなります。委員全体で調査を行うことは物理的にも難しく効率的ではないので、調査を分担して行

えるように必要に応じて部会を設置できるようにしております。部会に関しての運営の規定も設けております。1 ページにお戻りください。第7条の第3項「専門委員会」においてあらかじめ議決を経た諮問事項については、部会の決議をもって専門委員会に決議とすることができるというふうに規定しております。重大事態が発生した場合に専門委員会で諮問を受けて部会で担任する調査について方針を決めて、部会の方で実際に調査を行っていきます。さらにその調査結果を審議して、答申までまとめる必要がありますが、この調査を行った部会で審議して答申までまとめた方が一貫性があり、責任の所在が明らかであるということと、調査に携わっていない委員が審議に携わって答申までまとめるということは、意見を述べ辛いという委員より意見がありました。そのため、第7条の第3項で調査審議を担当する部会での決議を専門委員会の決議とするということができるような規定としております。最初に諮問を受けた時にこの専門委員会全体で会議を開いて、分担する部会や委員を決めてそこへ委任をするという形としております。以上が今回の規則改正の内容です。

田端教育長 ありがとうございました。ただいまの件について、ご意見ご質問をお願いします。平良委員、どうぞ。

平良委員 部会に関して、専門委員と臨時委員の構成のようですが、専門委員が何人、臨時委員が何人というような形である程度決まっているのでしょうか。

伊禮主幹 臨時委員に関しては、決められた事項に関して調査審議にあたるということで委嘱されますので、ほぼ臨時委員だけの部会があったり、継続しているものは専門委員と臨時委員であたっているものがありますけれども、案件ごとによ変わると思います。

田端教育長 よろしいでしょうか。本仲委員、どうぞ。

本仲委員 ちょっと教えてください。この第7条の専門委員会に部会を置くということは、専門委員会の中に部会をいくつかぶら下げるという話ですよ。

伊禮主幹 そうです。

本仲委員 調査を分担できるようにという仕組みはよくわかりますが、部会の決議をもって専門委員会の決議とするというところがちょっとわからないのだけれど。要するに部会が答申まで出して、その後、専門委員会に諮らないということですか。

伊禮主幹 そうですね。答申の時には専門委員会には諮らずに。

本仲委員 専門委員会に承認という形は執らないのでしょうか。

伊禮主幹 承認ではなくてその後報告と言う形になります。

田端教育長 ほかにご意見ご質問ありますでしょうか。大丈夫でしょうか。専門委員会と実際に調査とか報告書を作成等まで至るまでを担うのが部会ということで、案件ごとに部会は立ち上げられるということになります。それでは、議案第10号「那覇市いじめ問題専門委員会規則の一部を改正する規則制定について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 議案第10号「那覇市いじめ問題専門委員会規則の一部を改正する規則制定について」は、議決いたしました。

続きまして、会議の非公開について諮りたいと思います。議案第11号は個人に関する情報が含まれ当該個人が特定されるため、非公開とすることが適当であると思われます。議案第11号を非公開としてよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 それでは非公開といたします。関係者以外は退席をお願いいたします。

～ 非公開 ～

田端教育長 非公開を解きます。以上をもちまして「令和2年度第7回教育委員会会議（定例会）」を終了いたします。

案件の審議結果

議案第8号	那覇市人材育成支援センターまーいまい Naha 条例施行規則の一部を改正する規則制定について	原案どおり可決
議案第9号	令和3年度那覇市教育委員会組織定員管理運営方針について	原案どおり可決
議案第10号	那覇市いじめ問題専門委員会規則の一部を改正する規則制定について	原案どおり可決
議案第11号	那覇市いじめ問題専門委員会臨時委員の委嘱について	原案どおり可決